

学校使用欄	
奨学給付金の 通し番号	

広島県知事様

R07

広島県高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

家計急変用

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。
- 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

【申請者（保護者等）】該当する□に✓印を付けてください。

ふりがな		電話番号	
氏名		平日の日中に連絡のとれる電話番号	- -
住所	〒 -	電子メール	
生徒との関係	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 生徒本人	☐ 主たる生計維持者 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他（ ）	生徒との続柄 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）

【対象となる高校生等】該当する□に✓印を付けてください。

ふりがな		生年月日	昭和 平成 年 月 日
生徒氏名			
在学する学校	学校名/学年	科 年 組 番	
	学校の種類 ☐ 高等学校 ☐ 専修学校（高等課程） ☐ その他（ ）	課程 ☐ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他（ ）	入学年月 年 月 入学
過去の高等学校等における在学の状況	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程 在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【保護者等の家計急変の状況】 ※下記内容を確認の上、□に✓印を付けてください。

家計の急変により、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税相当となる方

☐

家計急変により、保護者等の収入が減少し、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税相当となる見込みです。
私の世帯は、現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。

2ページ目の(1)～(6)の中から該当の項目を選択

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

※(1)～(6)のいずれかの口に✓印を付けてください。

(1)	☐	親権者(両親)2名分	※ 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2名存在する場合
(2)	☐	親権者1名分 ※親権者のいずれかが日本国内で住民税を課されていない場合、原則対象外。	☐ 離婚、死別等により親権者が1名の場合 ☐ 親権者が存在するものの、DV・児童虐待等のため危害が及ぶことが考えられる場合や失踪・養育放棄により接触できない場合など、家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 ※単に別居しているだけの場合は、2名分の課税証明書等の添付が必要です。 ただし、別居中の親権者に課税証明書等の提出を求めても応じてもらえない場合は、「養育放棄」に該当する場合があります。
(3)	☐	未成年後見人 ()名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※法人である場合、又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	☐	主たる生計維持者 2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)	☐	主たる生計維持者 1名分	・生徒が未成年であり、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者が存在する場合 等
(6)	☐	生徒本人	・生徒が未成年でかつ(1)～(5)いずれも存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者がいない場合 等



※(6)の場合のみ使用可。

☐	未成年かつ県民税及び市町村民税の所得割額が課されるだけの収入を得ていないため、課税証明書等の提出を省略します。
--------------------------	---

記載内容や書類に不備がある場合、審査に時間を要するため給付決定が遅れる原因になります。

提出前に以下のチェック項目をお読みいただき、確認をしてください。

【添付書類の確認欄(使用任意)】 次の書類を添付し、申請します。

☑		提出書類	留意事項	
☐	①	振込口座の通帳等の写し(申請者名義のもの)	キャッシュカード等の写しも可。 ※学校代理受領の場合は提出不要。	
☐	②	家計急変の発生事由を証明する書類	● 家計急変による申請理由書(参考様式1) ● 上記の理由書の他に急変事由や発生日付が分かる書類(※)	※ 会社員等と自営業の提出書類は異なる場合がある
☐	③	家計急変前の収入を証明する書類	● 保護者全員の令和7年度課税証明書	
☐	④	家計急変後の収入を証明する書類	【会社員等】(次のいずれか1つ) ● 直近の給与明細書(急変後3ヵ月分以上)及び給与の収入額見込(参考様式2) ● 会社作成の給与見込(急変後12ヵ月間)	【自営業】 ● 税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類
☐	⑤	扶養誓約書	申請者が扶養している親族を全員記入。	
☐	⑥	委任状	学校代理受領を希望する場合に提出。	

広島県知事様

R07

7月1日以降の日付にしてください。

私立高等学校等用（県外）

令和 7 年 7 月 7 日

広島県高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書

学校使用欄

奨学給付金の
通し番号

家計急変用

私は、以下の4点全ての項目を確認した上で、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、広島県の求めに従いその全額を即時返還します。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支給対象ではありません。
- 対象生徒について、広島県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。

【申請者（保護者等）】該当する口に✓印を付けてください。

ふりがな	ひろしま もみじ	電話番号	
氏名	広島 紅葉	平日の日中に連絡のとれる電話番号	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
住所	〒 730 - 8511 広島市中区基町10番52号	電子メール	ken-gakuji @ shigaku.〇〇.jp
生徒との関係	☒ 親権者 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 生徒本人 ☐ その他（ ）	生徒との続柄	☐ 父 ☒ 母 ☐ その他（ ）

【保護者等の氏名を自署してください。】を付けてください。

生徒との続柄にもチェックを付けてください。

ふりがな	ひろしま まなぶ	生年月日	昭和 平成 19 年 6 月 22 日
生徒氏名	広島 学		
在学する学校	学校名/学年 〇〇高等学校 ☒ 高等学校	課程	普通 科 3 年 3 組 27 番
	☒ 全日制 ☐ 通信制 ☐ その他（ ）	入学年月	令和 5 年 4 月 入学
過去の高等学校等における在学 の状況	学校名 ～ 年 月 日 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
	学校名 ～ 年 月 日 日	学校の種類・課程	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【保護者等の家計急変の状況】 ※下記内容を確認の上、口に✓印を付けてください。

家計の急変により、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税相当となる方



家計急変により チェック漏れののないようご注意ください。が道府県民税所得割額が非課税相当となる方
私の世帯は、現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していないことを誓約します。

2ページ目の(1)～(6)の中から該当の項目を選択

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

※(1)～(6)のいずれかの口に✓印を付けてください。

(1)	☐	親権者(両親)2名分	※ 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2名存在する場合
(2)	☒	親権者1名分 ※親権者のいずれかが日本国内で住民税を課されていない場合、原則対象外	☐ 離婚、死別等により親権者が存在しない場合 ☒ 親権者が存在し、左の(2)にチェックされたときは、表内の該当する欄へもチェックを付けてください。 収入の確認対象となる保護者等の区分に✓印を付けてください。 要です。 えない
(3)	☐	未成年後見人()名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※法人である場合、又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている場合は、その者を除く。
(4)	☐	主たる生計維持者 2名分	生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
(5)	☐	主たる生計維持者 1名分	・生徒が未成年であり、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者が存在する場合 等
(6)	☐	生徒本人	・生徒が未成年かつ(1)～(5)いずれも存在しない場合 ・生徒が成人に達しており、主たる生計維持者がいない場合 等



※(6)の場合のみ使用可。

☐	未成年かつ県民税及び市町村民税の所得割額が課されるだけの収入を得ていないため、課税証明書等の提出を省略します。
--------------------------	---

記載内容や書類に不備がある場合、審査に時間を要するため給付決定が遅れる原因になります。

提出前に以下のチェック項目をお読みいただき

書類の不備がないか、提出する前にご活用ください。

【添付書類の確認欄(使用任意)】 次の書類を添付し、申請します。

✓	提出書類	留意事項
☒	① 振込口座の通帳等の写し(申請者名義のもの)	キャッシュカード等の写しも可。 ※学校代理受領の場合は提出不要。
☒	② 家計急変の発生事由を証明する書類	● 家計急変による申請理由書(参考様式1) ● 上記の理由書の他に急変事由や発生日付が分かる書類(※) ※ 会社員等と自営業の提出書類は異なる場合がある
☒	③ 家計急変前の収入を証明する書類	● 保護者全員の令和7年度課税証明書
☒	④ 家計急変後の収入を証明する書類	【会社員等】(次のいずれか1つ) ● 直近の給与明細書(急変後3ヵ月分以上)及び給与の収入額見込(参考様式2) ● 会社作成の給与見込(急変後12ヵ月間) 【自営業】 ● 税理士又は公認会計士が作成した家計急変後の収入を証明する書類
☒	⑤ 扶養誓約書	申請者が扶養している親族を全員記入。
☐	⑥ 委任状	学校代理受領を希望する場合に提出。

記入上の注意

【対象となる生徒】

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」、「⑮高等学校専攻科」の別を記入してください。

【保護者等の収入の状況】

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ （A）に該当する場合は、書類③「生活保護受給に関する証明書（高校生等奨学給付金申請用）」を提出してください。
- ハ （B）ア(2)に該当する場合は、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 （B）ア(2)の「家庭の事情によりやむを得ず親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス（DV）、養育放棄等の事情が存在する場合を言います。また、この「家庭の事情によりやむを得ず親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、（B）ア(5)及び(6)並びに（B）イ(7)の「親権者が存在しない場合」に該当します。
- ニ （B）ア(1)～(4)に該当する場合は、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ （B）ア(5)又は(6)に該当する場合は、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。
 （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として対象外となります。
- ニ 「個人番号」とは行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。